

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

一

告 示

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

(共同参画社会推進課)

一

○公示送達

(社会福祉課)

二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出

(同)

二

○保安林の指定施設要件の変更の予定

(森林整備課)

二

○建設業許可の取消し

(事業管理課)

三

○都市計画事業の事業計画変更の認可

(都市計画課)

四

○土地改良区役員の退任の届出

(東部地方振興事務所)

四

公 安 委 員 会

○異議申立てに対する決定の公示送達について

四

規 則

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十九号

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

県税に関する証明等手数料条例施行規則(昭和三十四年宮城県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第五十六条第一項」を「第一百一条の十第一項」に改める。

第五条第二項第五号中「に係る」の下に「一般競争入札又は」を加え、同項第七号中「測量、設計及び調査」を「建設工事に係る調査、測量又は設計」に改め、「場合の」の下に「一般競争入札又は」を加える。

第六条第三項中「第五十六条第一項」を「第一百一条の十第一項」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(東日本大震災により被害を受けた者に関する特例)

2 手数料条例第四条に規定する災害その他特別の事情がある場合については、当分の間、第三条各号に掲げる場合のほか、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により被害を受けた者が平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に証明書の交付を願ひ出る場合又は免稅軽油使用者証の交付を申請する場合とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第五百五十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十三年七月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人 みやぎ発達障害サポートネット

一 代表者の氏名 相馬 潤子

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区花京院一丁目四・一

三 定款に記載された目的 この法人は、発達障害者やその家族が「あつたらいいな」と願つ支援

の形を現実のものとするため、発達障害についての理解を広め、行政や多くの市民と協働しながら、保健・医療・福祉・教育・労働などの各分野にわたる支援活動を実践することにより、発達障害者をとりまく環境の改善・向上を図り、もつて発達障害者とその家族が人格の尊厳を侵されることなく、心身ともに健やかに安心して暮らせる社会をつ

四 申請のあった年月日 平成二十三年七月八日
 〇宮城県告示第五百五十五号
 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十二条第三項の規定により、次のとおり告示する。
 平成二十三年七月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 送達を受けるべき者の住所及び氏名
 旧 宮城県若林区裏柴田町三十五番地 コーポあずみ一〇七
 現 所在不明（審査請求書記載の連絡先 宮城県仙台市太白区向山二丁目十三番七号 ケントヒルズ向山一〇六号）
 審査請求人 大和田 隆

二 公示事項

審査請求人が平成二十二年六月十七日付けで提起した生活保護廃止処分に係る審査請求について、平成二十三年六月三十日に判決をしたが、審査請求人の所在が不明のため審査請求人に判決書の謄本を送付できない。よって当該判決書の謄本は、当庁において保管し、いつでもその送達を受けるべき者にこれを交付するから、審査請求人は当庁に連絡の上、受領されたい。

〇宮城県告示第五百五十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年七月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇七〇〇〇三三	るぱーと 名取市増田柳田三三 七十九番地一	生活介護	社会福祉法人 みのり会	平成二十三年 八月一日
〇四一一三〇〇三〇四	NPOサン・A 栗原市築館字八沢南 沢八十五番地	就労継続支援A 型	特定非営利活 動法人サン・ エー	平成二十三年 八月一日
〇四一五二〇〇八三二	アイエスエフネット 仙台市宮城野区榴岡 四丁目一八番八 シテイ仙台三階	就労移行支援 就労継続支援A 型	株式会社アイ エスエフネッ トライフ	平成二十三年 八月一日

〇宮城県告示第五百五十七号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。
 平成二十三年七月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	設置者名	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
〇四一〇七〇〇二〇七	一般社団法人悠優 会	名取市高館吉田字下鹿野 東三	名取市那智が丘一・五・ 二十一	平成二十三年 七月一日

〇宮城県告示第五百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。
 平成二十三年七月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 栗原市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
 水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林

整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第五百五十九号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十三年七月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十三年七月二十日

二 商号又は名称等

株式会社阿部工務店 阿部 亀久夫	巨理郡巨理町荒浜字水神六十二	特・十九号 千四百四十号	申請区分及び許可 工事の種類	平成二十三年 六月二十三日
長山建設 長山 清二郎	柴田郡大河原町堤字北岸二百	般・十八号 九千三百四十三号	一部廃業 特定建設業 造園工業	平成二十三年 六月二十七日
有限会社小野寺 小野寺 敏	登米市中田町上沼字大泉門畑二十六	般・十九号 一万七千七百九十七号	一部廃業 大工工業 左官工業 屋根工業 管工工業 タイル・れんが ブロック工業 鉄筋工業 板金工業 ガラス工業 防水工業 内装仕上工業 熱縁工業 造園工業	平成二十三年 六月二十八日
有限会社サンタツク 荒好孝	大崎市古川塚目字屋敷二百八十八、一	般・二十号 一万二千二百八十五号	一部廃業 一般建設業 建築工業 大工工業 左官工業 とび・土工工業 石工工業 屋根工業 タイル・れんが ブロック工業 鋼構造物工業 鉄筋工業 板金工業	平成二十三年 六月二十八日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

株式会社能田工業 能田 正男	仙台市宮城野区蒲生字上屋倉二十四、二十一	般・十八号 一万四千三百二十四号	一部廃業 一般建設業 土木工業 鋼構造物工業 ほ装工業	平成二十三年 六月二十九日
株式会社セント 平間 春生	仙台市宮城野区小田原二丁目一、三十二	般・二十二号 一万五千八百七十五号	一部廃業 一般建設業 石工工業	平成二十三年 六月二十三日
有限会社イケダ 佐々木 浩子	仙台市宮城野区高砂二丁目四、一	般・二十二号 一万七千四百八十九号	一部廃業 一般建設業 土木工業 建築工業 とび・土工工業 石工工業 鋼構造物工業 ほ装工業 しゅんせつ工業 水道施設工業	平成二十三年 六月三十日
株式会社フジタ リフレクター 佐藤 哲郎	仙台市泉区西田中字松下二十四、八	般・十九号 一万七千九百五十五号	一部廃業 一般建設業 土木工業 建築工業 大工工業 とび・土工工業 石工工業 屋根工業 タイル・れんが ブロック工業 鋼構造物工業 ほ装工業 しゅんせつ工業 内装仕上工業 水道施設工業	平成二十三年 六月二十四日
総合設備工業 古山 陽一	仙台市青葉区鷺ヶ森二丁目九、二十七	般・二十号 一万八千四百百号	一部廃業 一般建設業 管工工業	平成二十三年 六月二十三日
株式会社東日本 エバープロテック 秋川 俊則	仙台市泉区泉中央一丁目二七、十MSビル	般・二十一号 一万八千四百四十六号	一部廃業 一般建設業 土木工業 とび・土工工業 石工工業 鋼構造物工業 ほ装工業 しゅんせつ工業 塗装工業 水道施設工業	平成二十三年 六月二十四日

○宮城県告示第五百六十号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年七月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

岩沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・百六十七号 駅前大通線

三 事業施行期間

平成二十一年三月十七日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県岩沼市館下一丁目、館下二丁目及び館下三丁目地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第五百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、石巻市蛇田土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十三年七月二十九日

宮城県東部地方振興事務所

所長 戸 村 俊 幸

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十三年六月三十日	布施 公 吾	石巻市蛇田字南久林十九番地三	理事
平成二十三年七月十一日	星 忠 雄	石巻市蛇田字菰継七十九番地十二	理事

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第64号

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条において準用する同法第42条第2項の規定に基づき、次の決定について公示の方法によって送達する。

平成23年7月29日

宮城県公安委員会委員長 檜山 公夫

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

宮城県回理郡回理町荒浜字隈崎161の108

異議申立人 八島えり子

2 送達する決定

平成23年7月6日付け宮公委第995号

3 公示事項

平成23年2月22日付けで申立てのあった異議申立てに対する上記決定についての決定書の謄本は、当公安委員会において保管し、いつでもこれを交付する。